

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第

卷九十三第

行發日一月八年九和昭

哀辭
故田島博士近影及署名
故田島博士原稿及京大弓道々場における博士

論叢

骨牌税に就きて……………法學博士 神戸正雄
供給曲線の性質……………文學博士 高田保馬

時論

輸出統制の諸問題……………經濟學博士 谷口吉彦

研究

貨幣的景氣論史……………經濟學士 柴田敬
金物價と貨幣價值安定……………經濟學士 松岡孝兒
アダム・スミスの廉價即豊富論……………經濟學士 白杉庄一郎

記事

田島博士逝く
故田島博士年譜及著書論文目錄
追憶文

織田 萬 神戸 正雄
河田 嗣郎 本庄 榮治郎
汐見 三郎 黒 正 巖
谷口 吉彦 山本 美越乃
田 島 昌 太郎
順 大國 壽吉
財部 靜治
石川 興二

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

經濟論叢

第三十九卷 第二號

(通卷第貳百參拾號)

昭和九年八月發行

論叢

骨牌税に就きて

神戸正雄

續言

我國の國税中に、骨牌税なるものがある。骨牌を以て一の奢侈的なる消費物乃至使用物とするなれば、其は當然の課税と見るを得るけれども、其收入額が殆んどいふに足らぬほどに小さいものだといふ事を顧みると、さやうな些細なものは、むしろ止めにして、もつと消費税として有力なる酒、煙草、砂糖などの税を改良して其から必要とする收入を十分に納めた方が得策だとも考へられる。果して此二の對立見解中につきて、何れが正しいか。此は考究の値あるものでなければ

骨牌税に就きて

第三十九卷 一六五 第二號

一

ならぬ。此骨牌税の事は、實際、人の注意を引かぬ問題で、格別、問題とする値なきものの如くにも見らるるが、それにしても此に就いて萬更、問題なき譯でなく、相當に議論の餘地はあるし、特に此税が我國に出來た當時(明治三十五年)、私が未熟ながらも一論文¹⁾を稅務行政てふ雜誌に出した因縁もあつて、今之を回想するに於て、興味が湧然として沸き來つたので、敢て此に之を論究して見やうと思ふ。

第一段 現行法と其批判

(一) 現行法 我國現行の骨牌税は左の要綱から成る。

(A) 課税物件

(い) 其積極的範圍——骨牌

(ろ) 其消極的範圍

(1) 外國に輸出する骨牌

(2) 骨牌の製造又は販賣を爲す者の見本に供する骨牌

(3) 伊呂波加留多、歌加留多、及、政府の認許を得たる骨牌

(B) 納税義務者——骨牌の製造又は販賣を爲す者

(C) 課税標準及稅率

1) 拙、經濟論集、財政篇、471以下。

(い) 麻雀——一組毎、三圓、
(ろ) 其他の骨牌——一組毎、五十錢、

(D) 納税方法——印紙貼用

(E) 取締規定——之に關し諸の制裁あるの外、國家が左の如き諸取締を行ふても居る。其は大體、
獨逸、波蘭などにても同じである。

(い) 製造又は販賣の免許——製造又は販賣を爲さんとする者は、製造所、販賣所、各一箇所毎
に、政府の免許を受くべきものとする。

(ろ) 製造所位置の限定——製造所は收税官廳所在地に限る。

(は) 包装の強制——製造後二十四時間内、又は税關若くは保税倉庫より引取前に、一組毎に包
装を施すこと。

(に) 帳簿備付及當局検査の強制——骨牌の出入を明細に記帳し、收税官吏、之を検査し得るも
のとす。

(二) 其批判

(A) 其存廢問題

(い) 廢止論——先づ之については存廢についての議論があり、其廢止論の第一は

(1) 財政收入及稅務行政上——のものであつて、其がまた反對論の主要なるものである。即

2) Trautvetter, Sonstige Verbrauchssteuern. (Hab. d. Fw. II.) S. 273. Lotz, Fw. 2 Aufl. S. 764-765. Taylor, Finanzpolitik und Steuersystem der Republik Polen. S. 295.

ち此税には免税品があり及其他の關係からしても自ら逋脱可能が多く、随ふて取締、監督を要し、³⁾ 稅務行政上、厄介多きのみでなく、自ら又、割合に費用も多くかかりて、其點から財政收入上に不利なばかりでなく、抑々又此税自身、收入が僅少で、財政上の價值乏しく、⁴⁾ 而かも其自然增收可能性も少く、⁶⁾ 收入の屈伸力も乏しく、收入を増さうとしても減さうとしても、意の儘にならず、却つて期待の反對に歸することが少くないといふ事もある。

(2) 經濟政策上——骨牌に課税あるに於ては、其課税なきときに比しては、之が使用、随つてその購買が多少とも減少する譯であり、随つては之が製造又は販賣に従ふ所の當業者、勞働者の仕事を妨げ又は制限することにもなり、⁷⁾ 其れだけ經濟上不利となるを免れぬ。ただ輸出には免税の特典が與へられ、其等の障害はないけれども、其も此税あるに於て取締には服しなくてはならず、其爲め矢張り全く税のなかつた時に比しては、輸出の上にも不利である。

(3) 教育政策上——骨牌とて凡べてが不良なものではなく、中に就きて、教育上有益なる一定種のものの如きは、獎勵こそすれ、抑制すべきものでなく、之に課税するのは教育政策上不都合ともいふが、此點は幸にして我國法にては注意して、初めから、かかる教育意義あるものをば無税として居るから問題はない。ただ教育上格別獎勵を要せぬやうな、トランプ、花カルタの如きものにて、之に課税しても少しも教育政策上不都合なしといひ得るかが問題なのである。かやうな物は教育上に積極的に利益を與へないから、之を抑壓するやうな税を課しても關はぬともい

3) Rau, Fw. 5 Aufl. II. S. 277.

4) Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 449. Rau, ebenda. Lampe, Spielkartensteuer. (Wb. d. Vw. 4 Aufl. III.) S. 402.

5) Rau, ebenda. Lotz, a. a. O. S. 765. Trautvetter, a. a. O. S. 272. Moll, Lehrbuch. S. 646.

6) Lotz, a. a. O. S. 765.

ふが、併し、更に進んで考へて見ると、人間なるものが抑々そんなに眞面目一方のものではなく、彼に向つて常に謹嚴たれと望むのは無理であり、人間はむしろ勝負を好み、少くとも娯樂を求め、自然の、生れながらの性情を有つ⁸⁾。だからして人々をして、此等の骨牌を以て、賭博といふやうな弊害の大なものに利用せざる限りは、自由に之を弄ばしめて、彼等の心を和げ、彼等に慰安を與ふるのが、人間の自然の性情に従ふ所以である。此等の花カルタ、トランプなどが許すべからざる賭博にも役立つとはいへ、單純にして、無邪氣なる、全く合法的なる娯樂にも役立つ。此の如きは之を抑へるよりは、むしろ助長した方が良く、其爲めには之をば無税とすべく、課税してはならない。即ち無害なる合法的なる骨牌使用の如きは、むしろ助長したきほどなのに、之に課税すれば、其を邪魔することになるし、¹⁰⁾ 假りに之をも不都合なる行爲と見做し、又は惡習慣だとして、其を矯正する積りにて、之に課税するとするならば、其は課税によるよりは、むしろ之が使用禁止とでもしなければ、其目的は達せられぬであらう。かかる娯樂は其に熱中する者にとりては少々位の課税では之を止めるのに何の役にも立たぬであらう¹¹⁾。又、かかる無害なる娯樂をまでも課税によりて抑制するときには、人が他の方面に娯樂を求めて、自らもつと有害なるものをも選ぶといふの危険もある。さういふ趣旨から教育政策上、之に課税せぬが良いともいふのである。併し此見地に立つ無税論は大して強いものではない。課税したからといふて、之を使用するのを禁止するのではなく、人々の使用が幾らか課税によりて不便になるといふ程度のものである

7) Lotz, ebenda.
 8) Marco, Fw, S. 251.
 9) Bela Földes, Fw. 2 Aufl. S. 508.
 10) Lampe, a. a. O. S. 402.
 11) Lampe, a. a. O. S. 402.

り、且つ其使用が無害といふても、或は此が自然性情の發露だといふても、有益なるものとか、特に獎勵を要するとかはいふほどのものでないのだから、之が課税は必ずしも否定出来ない。人心を和げ慰安を與ふるのには、他にも色々と代るべきものがあり、此ればかりが唯一の方法でもないし、此が不便になつたからといふて他の娛樂を求めて其が凡べて有害なもののみといふことはないから、即ち他にも無害なる代りの娛樂へ行き得るのだから、此娛樂への課税を、そんなに心配するには當らない。

(4) 司法警察上——一方、賭博は國家が之を有害なりとして禁止して居る。果して然りとするときに、賭博にも用ゐらるることあるべき骨牌に課税するのは其とは矛盾し衝突しないのか。既に賭博を禁ずる以上、其趣旨を徹底し貫徹するのには、一切の賭博用品の使用を禁止すべきである。然るに此に課税するとすれば、其をば公許したことになる、其處に矛盾が出来るといふのである。随つて、むしろ其趣旨に従ふ此税をば廢止せよといふのである。此も一理屈ではあるが、決して有力なものではなく、むしろ無力である。骨牌は實に必ずしも賭博に用ゐらるるものではなく、單なる娛樂として無害なる慰みとしても用ゐらるることが少くないから、其れだけにては公許して良いのであり、骨牌の使用公許と賭博禁止とは並行し兩立し得るものである。そして之に課税することによりて、其公許されたる無害なる使用をも幾分か制限するといふ嫌はあるが、其は已むを得ずとして、それと共に、之が禁止されたる使用(賭博用)をも、一層に制限するの働も

あるので、其點からは、賭博禁止と矛盾するよりは、賭博禁止を助成して居ることとなるのである。骨牌課税の結果、骨牌使用の公許といふ感を強くして、やがて賭博使用の助長とならぬかともいふが、矢張り此が課税によりて骨牌價格が高くつくだけは、賭博使用の助成になるといふよりもむしろ之が使用を幾分なりとも抑制する方が強いであらう。

(5) 應能公平上——尙ほ又、此税も一の消費税として、其に共通なる應能公平上、不満足なるものたるを免れないといふこともある。

(る) 其存續説——以上の廢止論に對しては之が存續意見もある。左の如し。

(1) 財政收入及稅務行政上——此税から擧げられる所の財政收入の小さいことは固より認めなければならぬ。併し兎も角も或高きの收入は其から擧げられるのであり、其からして或收入の擧げられることが此税の一の存立理由である¹²⁾。そして此だとして特に財源の乏しき今日にては決して棄つべきものではない。小い收入のは棄てて、大い收入のものにのみ目を着けるといふ考方もあるけれども、今日の非常財源難の時代には通らぬ。今から考へると、嘗て整理し廢棄した諸の消費税にさへも、惜しいことをしたといふ感が起る。此税取立の爲めに或費用はかかるが、其も割合に大いといふのではなく、骨牌の製造又は販賣に當る者は實際少數のものに過ぎぬから、取締が比較的容易であり、¹³⁾ 徵稅費は却つて割合少くて濟む¹⁴⁾。此點も亦、本税の大した缺點とはいへない。勿論、取締の到底出來ぬなどといふほどのものではない。收入に屈伸力を缺くといふても、

12) Lampe, a. a. O. S. 402.

13) Kleinwächter, Fw. S. 263.

14) Trautvetter, a. a. O. S. 272. Lampe, a. a. O. S. 402. Lotz, a. a. O. S. 765.

初めより収入の小さい税のことでもあるから、其小さい収入については、國の財政としては其に屈伸力を期待しては居らぬ。屈伸力はむしろ他の此に堪能なる税によりて充たさしめやうとして居る。

(2) 應能公平上——骨牌を弄することは、人の娛樂として必要なものではない。娛樂は人にとりてなかるべからずであるけれども、其は必ずしも骨牌によるには及ばず、骨牌は避ければ避け得られ、¹⁵⁾此なくしても濟み得る、勿論、人に娛樂がなかるべからずとはいふても、其が生活の第一次必要には屬しないし、其娛樂中にも骨牌が伴はず、もつと輕便なる娛樂といふものがあり得て、骨牌を弄ぶことは、何としても、必要な生活需要とはいへない。¹⁶⁾そして之を使ふといふことは到底、餘力なきものでは出來ぬ。此が使用は相當に所得の存在したことを示し、¹⁷⁾一の能力の存在を意味する。一方、現行我國税制度の下に、其よりもつと必要の意義の強い物(例之、織物)にさへ課税する以上、此骨牌にも或能力の存在を認めて課税するのは許すべきものであり、むしろ之なかるべからずである。かやうにして、此税は収入の小さくて價値なきものの如くにも見らるるに拘らず、此點を考慮して、一般に課税すべきものと考へらるるのである。¹⁸⁾

(3) 教育及保健政策上——からいふと、ランプや花加留多の如きものは、賭博に用ゐらるる可能性があり、それだけでなくとも之を弄ぶことによりて射倖心を刺戟することにはなり、賭博の第一歩ともなる。教育上決して望まじきものではない。娛樂が人になかるべからずとしても、もつと他の無害なる娛樂の方へ人の趣好を向けるのが教育上には得策であり、骨牌の使用は出來る

15) Trautvetter, a. a. O. S, 272.

16) Marco, a. a. O. S. 251.

17) Eheberg, Fw. 18 & 19 Auf. S. 498.

18) Beaulieu, Traité de la science des finances. 5 éd. I. p. 432.

だけ抑制したが良い。即ち此に課税するのは其點に於てむしろ此要望に副ふものである。特に娛樂といふても、其が人になかるべからずとしても、室内に於ける其は健康上むしろ有害であり、此の如きは保健政策上からもむしろ抑制したきものであつて、恰かも此税が之に適う。特にトランプや花カルタに耽るの結果は動もすれば夜ふかしを爲し、規律ある生活には反することになる。益々以て保健上、望ましくない。此室内に於ける夜ふかしの密集遊戯といふ點は獨り花カルタ、トランプに止まらず、教育上の意味ありとせらるる歌加留多にても同様で、此等のものも保健上には確かに有害なるものである。其上にも百人一首の歌の如き、教育上望ましくないものが少くない。之が使用は教育政策上にも抑制すべくして助長すべきものではない。で、此等の見地からは、從來、免税された骨牌に課税を推廣めるのが得策とさへも考へられる。加之、保健政策上からは碁や將棋にも課税を及ぼしたいものである。

(4) 經濟及社會政策上——骨牌を弄ぶといふことは人情の發露として禁止するには及ばぬけれども、斷じて助長すべきものでなく、むしろ抑制すべきものである。課税による抑制は認めて良い。保健及教育政策上から然るのみでなく、經濟上からも亦然りである。人が之に耽るの結果は往々にして日常の仕事を疎略にし、夜ふかしを爲し、¹⁹⁾ 疲勞烈しきの結果としては、翌日の仕事の能率が上らずといふ事にもなる。かやうな事が國民の間に風を爲したとしたら、何となるであらうか。眞に國民經濟の發展を望むときには、決して此をば其儘にしてはならず、むしろ之を出

來るだけ抑制するのが得策であり、即ち經濟上には此課税は確かに有益なるものである。²⁰⁾ 此によりて此使用が少しにても減退するならば、國民の經濟上の地位は向上することが出來、彼等は之によりて利益を受くるとも、斷じて其爲め損害を受けたとして苦情をいふべきものでない。²¹⁾ 社會政策から之を見るに於ても亦、上流社會が之に耽るときに、階級反感の元となり、下層民が之に耽るときには、其の唯さへ窮迫したる生活を愈々窮迫に陥らしめて、其困難を増すことになる。何れの方面に於ても之が耽溺は反省を望まなければならぬものに屬する。娛樂は避けられぬにせよ、もつと、保健上、教育上、經濟上、害の少きものに之を向けるのが肝要である。骨牌の課税は經濟政策上からも社會政策上からも望ましく、ただに骨牌のみではなく、碁や將棋の如きものの流行も、此の國民經濟を隆興せしめなければならぬ所の非常時日本の現象としては、斷じて看逃すべきものではないのである。

(B) 其税質如何の問題

(い) 消費税か交通税か

(1) 消費税説——一般には之を消費税と爲し、²²⁾ 特に其の中にも奢侈税とする。²³⁾ 併し之を消費税とする理由、又は説明の工合に至つては多少、此に特殊なるものがある。即ち

(a) 使用税とするの説——²⁴⁾ 其は之を一の使用税とし隨つて廣義の消費税の中に入れるものである。成程、骨牌は一回の消費によりて價値をなくするものではなく、數回の使用に堪へ、數

20) Rau, a. a. O. S. 277.

21) Pfeiffer, a. a. O. S. 449.

22) Lampe, a. a. O. S. 402. Pfeiffer, a. a. O. S. 449. Lotz, a. a. O. S. 765.

23) Bela Földes, a. a. O. S. 508. Lotz, a. a. O. S. 765. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 279. Taylor, a. a. O. S. 295.

24) Trautvetter, a. a. O. S. 272.

年、數十年にも堪へる所の使用物であるから、之を一の使用税といふのも無理からぬものがある。併し普通の使用税にては、かかる使用物の持主、又はむしろ其使用者に就きて、年々繰返して定期的を取るものである。然るに此骨牌の税は使用税だとしても、其の交通に移るに際し、印紙によりて唯一回だけ取るものであり、特殊なる使用税である。

(b) 狹義の消費税とする事——も出来る。其からいふと、骨牌の購入に現はるる購買力、金錢の支出に課するもので、支出税といふべきものである。

(2) 交通税説——もある。其は一には此が印紙によりて納めらるるが爲め²⁵⁾である。けれども印紙納付といふことが交通税に於ける一特徴ではあつても、此事は交通税にのみ行はるるものでなく、消費税にも行はるることがあるものだから、此あるが故を以て、之を交通税といふのは當を得ない。第二には此税が骨牌の交通に出るに際して納めらるる點から、²⁶⁾ 價値の移轉を捉へて課する一の交通税といふのもある。併し交通と關聯し、交通の初め、途中、又は終りに課する消費税、即ち交通税的なる消費税は他にも例が少くない。で此骨牌税もまた恰かも此の如きもので、交通税たると同時に消費税だとはいへるであらう。併し其れだからといふて、消費税といふことを否定して、單に交通税だとはいへない。又、何れかといへば價値の移轉其ものに課するといふよりは、むしろ其奢侈的消費に着眼して課するの消費税とすべきものである。

(ろ) 直接税か間接税か——からいへば

25) Tzautvetter, a. a. O. S. 272.

26) Trautvstter, ebenda.

(1) 間接税——特に間接消費税²⁷⁾だといふが當る。其は

(a) 臺帳税従率税の意義からいふて、此が一の従率税であり、随つて間接税たることはいふまでもなしとして、

(b) 負擔の直接間接の意義からも、納税義務者たる當業者から擔税指定者たる購買者へ轉嫁の期待せらるる税として、間接税といふべきものである。

(2) 或は直接税か——と考へられるやうでもある。即ち此が一の使用税だとせらるる點から、使用税は當然に直接税だとも見らるるが、併し之を一の使用税だとしても、普通の使用税ならば負擔の直接間接からいふても臺帳税従率税からいふても、直接税といふべきものであるのとは異り、其の何れの意味からしても、間接税といふより外なき處に、此税の特色が存する。

(は) 國税か地方税か——骨牌を多く使ふ場處、例之、クラブのやうなものを課税するのは地方にも適當して居るけれども、骨牌其ものの課税は、此は一般に商品の消費税をば地方税よりも國税とするに適すと爲すと同じく、國税とするに適し、地方税とするには不適としなければならぬ。此を通常行ふやうに其製造者(輸入者)が交通に出す前に課するとして、其物はやがて全國に互りて消費さるることになるものだから、其課税地たる一地方のみの税とするには適當しない。コンラードが之をも諸の娛樂税と一緒に地方税として行はるといふたのは、事實にも反する。²⁸⁾

(に) 目的税か一般税か——通例は此税の收入をば一般經費に供し、随つて此が一般税とせらる

27) Courad, a. a. O. S. 279.

28) Conrad, a. a. O. S. 274.

るが、露國にては之が收入を以て小供放任防止に應すべきレニン記念資金に供することとなり、²⁹⁾ 隨つて一の目的税となつて居る。波蘭にても此税の一定歩合の附加税が赤十字社へ下附せられて、³⁰⁾ 隨て其附加税が目的税とせられる。此は、此骨牌税が一娛樂税として、其收入を社會救濟目的に供する時に、之が負擔者に於て進んで出すの氣持となり得るのを助長する役には立つ。併し目的税は目的税としての共通の弱點があるから、必ずしも此例に依るには當らない。

(C) 課税物件の問題

(い) 課税物件の追加——從來の物件の上にも、骰子、碁、將棋の如きをも追加しては何うか、之をも課税するのが適切ではないか一の問題である。其理由は

(1) 財政收入上——此等の物は國民的娛樂品として既に可なりに廣くも行はれ、將來もつと發展する可能性へも認めらるるから、之を課税物件に加ふることによりて收入上に好都合なのはいふを待たない。

(2) 經濟政策上——今日我國では非常時といふのに、國民中少からざるものが悠々として娛樂に耽り、此等の物體を弄びて、仕事を等閑に附する所である。之を其儘にするよりは、之を課税によりて幾分なりとも抑制する事が經濟政策上には望ましとしなければならぬ。

(3) 教育保健及社會政策上——此等の娛樂品の使用は保健上には良いものではない。特に骰子に至りては多くは賭博に用ゐられ、教育上、更には社會上にも有害である。社會上弊害多きも

29) Haensel, Die Finanz- und Steuerverfassung d. Union d. s. Sowjet-Republiken. S. 229.

30) Taylor, a. a. O. S, 295.

のでもある。此等の點からしては之を多少とも抑制したしとする。随つては之が課税を肯定することにもなる。

(4) 應能公平上——此等の物體が多少とも能力の表示となり得ることはいふまでもない。彼是れ考へ併せて此等に課税するのは肯定せられる。ただ、

(5) 課税技術上——からいふと、骰子、將棋、碁は、何れも其の製造が小規模に行はれ得て、取締が面倒に、遁脱が多からうとの心配はある。で此に對する措置を工夫しなければならぬが、此等も販賣前に必ず包装を要すと爲し、印紙を貼用せしめることにて、何とか取締れさうに思はれるが、併し實行となれば十分の研究をしてかからなければならぬ。

(ろ) 免税物件の廢止變更——今日免税されて居る骨牌中、教育カルタ、特に歌カルタにも課税を及ぼしては何うか。其理由は

(1) 應能公平上——から、能力の表示として此等の物體を見得ることは、いふを待たずとして、
(2) 財政收入及課税技術上——には此等の物體が一の收入を供するは勿論、技術上にも容易に課税し得られ、

(3) 經濟政策上——には、歌カルタの課税が國民を幾分なりとも勤勉の方向へ向けるの効果を有つべく、

(4) 教育、保健、社會政策上にも——歌カルタの如きは、之に課税するを得策とするものがある。といふ事は前に、本税の存廢論の處にて説きたる所の如しである。

(D) 課税標準及税率の問題

(い) 我國現行法たる印紙による定額率——我國にては麻雀と其他の骨牌とにて區別はして居るが、其の各にては、一組幾らといふ印紙による定額率を課して居る。此は英、³¹⁾米、³²⁾波など何れも之を採る。此方法は收税手續が簡單だといふ長所を有つけれども、負擔の公平からいへば不満足である。麻雀と其他とでは差等して居るが、此とて麻雀は恐らく保存期間が一層長からうから、其の高いのも却つて實際には一層軽いものとなるであらう。其の軽い度合が果して適切なものか何うか、疑なき能はずである。

(ろ) 其他の方法

(I) 專賣方法——といふのも一方法である。³⁴⁾そして此にては更に製造、販賣とも政府獨占とすることも出來、或は伊太利のやうに販賣のみ政府獨占とし、製造を民間に任かして民間の作つた物を政府の手に買占め、更に輸入品の取扱ひをも政府の手に收めて行ふといふことも出來る。此方法は應能公平と、財政收入の増大との點からは勸むべきであるけれども、政府の經營が多少厄介だといふことがあり、經濟上には民業縮少の非難をも受ける。或は、

(2) 印紙課税法により、而かも

骨牌税に就きて

31) Trautvetter, a. a. O. S. 273. Heckel, Fw. II. S. 246.

32) Büchner, Die Finanzpolitik und das Bundessteuersystem d. V. S. v. A. S. 408.

33) Taylor, a. a. O. S. 295.

34) Lotz; a. a. O. S. 765. Kleinwächter, a. a. O. S. 263. Tyszka, Fw, 2. Aufl. S. 325.

(a)階級率——を課することが出来る。我國法にても麻雀と其他とにて區別して居るが、其も一の階級だといへば階級だが、此外、特に均しく其他の骨牌としても數段に分けて差等課税を爲し得る。其分け方は或は(イ)骨牌一組に含む枚數により、一定數以下と、以上とにて區別し得るし(例之、獨逸一八七八年法にては、三十六枚以下と其他とにて區別し、³⁶⁾一九一九年法にては正常率を定めて、二十四枚以下には特に輕率を適用し、四十八枚以上には半額丈け高めること³⁷⁾にした。塙法にては三十六枚以上と以下とで等差を附し、³⁸⁾佛法も三十六枚以上と以下と、五十二枚以上と以下とにて區別す、³⁹⁾(ロ)構造によりて差等し得るし(例之、塙國法にて塗物又は洗濯し得られる骨牌は倍額とす)、⁴⁰⁾(ハ)用途によりて差等し得られ(例之、佛國にては、俱樂部、集會等に定めらるるものを倍額とす)、⁴¹⁾(ニ)品等により差等し得られる(例之、露國)⁴²⁾。此等の階級差等附によりては定額の場合よりも何程か一層公平になるともいへるが、併し枚數によるものの如き、單に枚數のみによりて區別して果して公平といへるか疑はしきものがあり、又すべて差等の附くだけは取扱が一層厄介といふことがある。特に用途によりて差別するものに至りては一層厄介とする。

(b)從價比例率——の印紙を課することも出来る。此方が前記の定額よりも階級よりも、一層公平とはいへる。凡べての骨牌を通じて一層高價の物を購ふものは一層廉價の物を購ふものに比して能力一層大なりと推定して良い。即ち此が一層公平であるのみでなく、更らに稅率の定

35) Trautvetter, a. a. O. S. 273. Conrad, a. a. O. S. 275. Eheberg, a. a. O. S. 509.

36) Heckel, a. a. O. S. 245. Trautvetter, a. a. O. S. 272-273.

37) Eheberg, a. a. O. S. 509. Trautvetter, a. a. O. S. 273. Terhalle, Fw.S. 502.

38) Heckcl, a. a. O. S. 245. Trautvetter, a. a. O. S. 273. Lotz, a. a. O. S. 765.

39) Heckcl, a. a. O. S. 246. Lotz, a. a. O. S. 763. Trautvetter, a. a. O. S. 273.

め方によりては一層の多收にも適しやう。唯だ之にては取締が一層面倒であり、逋脱が多くなるといふ缺點を免れぬ。

(3) 賣上課税法——此税を一層公平ならしめ且つ多收ならしめる方法としては、之が製造者(輸入者)に於ける賣上高に課税する方法がある。此が當業者にとりて多少厄介となるではあらう。政府にとりても取締上の面倒はあるし、逋脱される危険もある。併し政府專賣となるよりは、當業者にとりての打撃が少くて濟まうし、政府にとりても政府專賣ほどの厄介はないともいへる。

第三段 現行法改正の一案

以上の諸批判から、現行我國税法には次の如き改正方法が工夫し得られる。

(一) 課税物件の範圍——はむしろ之を擴張して、今日免税されつつある所の教育骨牌にも之を課税することとし(唯だ、或は税率の方にて其を多少低きものとするも可)。更には、骰子、碁、將棋への課税をも工夫する。

(二) 課税標準及税率——從來の印紙による定額率課税を、製造者(輸入者)に於ける賣上課税(従價比例)に改める。

右の改正によりては、從來に比し課税上、多少厄介を加へるといふことはあるが、併し財政收入は恐らくは爲めに一層増大し、特に從來よりも確かに一層公平とはなり、更に教育、保健、經濟、

Allix, *Traité élémentaire*. 6 éd, p, 855.

- 40) Trautvetter, a. a. O. S. 273. Eheberg, a. a. O. S. 509. Heckel, a. a. O. S. 245. Lotz, a. a. O. S. 765.
41) Trautvetter, a. a. O. S. 273. Lotz a. a. O. S. 763. Eheberg, a. a. O. S. 509. Heckel, a. a. O. S. 246. Allix, l. c. p. 855.
42) Haensel, a. a. O. S. 229.

社會政策にも多少の貢獻を齎らすであらう。

結 論

以上要之、骨牌税にては、其存立理由の方が否定理由よりも一層強いものがあり、強いて其弱點を求むれば収入の比較的小さいことだが、此點を許すならば、存続しても宜しい。其税質は間接税であり消費税である。國税に適し地方税には適せぬ。多少の缺點は免れぬが、目的税とするの資格はある。課税物件は現在よりも一層擴張したきものであり、課税標準及税率については、從來のは簡單此上もないものだが、多少の面倒厄介は増すとも、むしろ之を改めて、製造者に於ける賣上課税にした方が、公平と多收とも適うと考へられる。